

平成25年度第2回練馬区いじめ等対応支援チーム

平成26年3月5日

【事務局】 委員長が急な会議が入ったので、会の進行は教育指導課長が、委員長が到着されるまで務めさせていただきたい。委員長が到着した段階で委員長からご挨拶をいただきたいので、よろしくお願いします。

【教育指導課長】 本日はご多用のところ、お集まりいただき感謝申し上げます。ただいまより第25年度第2回いじめ等対応支援チームを開会する。

議事に入る前に、傍聴者については1名傍聴があるので、よろしくお願いします。

それでは、次第に沿って会を進行させていただく。

初めに、本チームの趣旨説明について事務局よりお願いします。こちらについては既に第1回で説明しているが、改めて今回説明をお願いします。

【事務局】 本日、お配りした資料1をご覧ください。第1回の際に説明いただいているが、改めて説明させていただく。

まず、第1条で設置を示している。練馬区立学校および幼稚園におけるいじめをはじめとした学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取組の充実を図るため、いじめ等対応支援チームを設置するということである。

第2条には協議内容について、また第3条については委員長、副委員長、委員の組織について述べられている。裏面に別表（第3条関係）で示させていただいている。

また、第6条については、会議は原則年3回行うということになっていたが、第1回でも説明させていただいたように、平成24年度取組についての問題行動等調査実施時期が遅くなった関係で、今年度は2回ということでお話をさせていただいている。また、支援チームの会議は原則として公開となっている。ただし、支援チームが必要と決定したときは非公開とすることができる。

また、第7条には、委員長は、協議の状況および結果について、教育委員会へ報告しなければならないと定められている。

資料1の裏面である。第8条には、いじめ等対応支援特別チームの件が書かれている。いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として、この支援チ

ームのもとに専門家によるいじめ等対応支援特別チームを設置することになっている。

本会の設置については以上である。

【教育指導課長】 このことについて質問等はないか。よろしいか。

議事に入る前に、本会の公開について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 練馬区では付属機関等の会議については原則公開としている。具体的には3点ある。1点は会議の傍聴を認める。2点は会議における資料を公開する。3点は会議録を公開するというものである。

なお、会議録の公開については、各委員の皆様記録をお渡しし、内容をご確認いただいたうえで区のホームページで公開したい。ただし、当支援チームが必要と決定したときは非公開とすることができる。

【教育指導課長】 今あった事務局の説明のとおりでよろしいか。

では、委員長が到着したので、委員長からご挨拶をいただく。

【委員長】 本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただき感謝申し上げます。

いじめ問題の対策ということで開催をさせていただいているが、先日、警察庁から、平成25年度に把握した学校でのいじめを原因とする事件のまとめが報道され、いじめを原因とする事件が平成24年度と比べて大幅に増えたことが報道された。その他にも今日の新聞には湯河原町での事件のことが報道され、依然としていじめ問題への社会的関心は高いものと考えている。

この会、第1回目するときにも話題となった携帯電話、スマートフォンの利用に関しても、深刻な状態にあると申し上げても過言ではないと思っている。東京都の青少年問題協議会からも、生徒や保護者に向けてネット依存予防のルールづくり等々緊急メッセージが発信されたところである。これらの問題については、私たちも皆様方からご意見をいただきながら、教育委員会が一体となって取り組んでまいりたいと思っている。

この間、いじめ一掃プロジェクトも行った。第1回を10月30日に行い、今日第2回ということであるので、前回の会議で協議した練馬区教育委員会いじめ問題対策方針については、この間も状況を受けて改訂作業を行っている。その報告がメインになろうかと思っているので、ぜひ皆様方から様々なご意見をいただき、練馬区におけるいじめ対策、対応のさらなる充実を図ってまいりたい。そのためにもぜひ皆様方のお力添えをいただきたいということを重ねてお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

以後、着座のまま、私の方で進めさせていただくのでよろしく申し上げます。

早速議事に入る。次第の(1)練馬区立小中学校におけるいじめの状況について、実は、24年度の報告しかできなかった。今回、25年11月にふれあい月間を行った。そこまでの報告を含めて、資料2と3で練馬区におけるいじめの状況についてご報告させていただく。

事務局、願います。

【事務局】 資料2をご覧ください。「いじめの実態および対応状況把握のための調査」の結果についてである。

まず、本調査の結果については、平成25年4月1日から9月30日までの6カ月間のものである。

調査結果、まず3の(1)調査期間におけるいじめの端緒別件数と指導経過である。一番多い端緒が「学校のアンケート等により発見した」が一番多い。2番目に多いのが「本人からの訴え」、3番目に多いのが「本人の保護者からの訴え」である。総数としては245件。そのうち解消が185件、継続60件で、解消率が小学校では75.4%となっている。中学校についても同じく、「学校のアンケート」、「本人からの訴え」、「本人の保護者からの訴え」という順になっている。中学校は199件、解消が164件、継続35件となっている。解消率は82.4%で、中学校の方が解消率が高くなっている。

(2)この半年の調査期間におけるいじめの態様ということで、複数回答になっている。(2)に関してはいじめの認知の部分である。一番多いのが「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」。これが小中学校とも一番多く、3桁の数字になっている。次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が小学校47件、中学校33件となっている。

次、(3)であるが、こちらについては調査期間末日、つまり9月30日においてもいじめの疑いが継続している件数で、あくまで疑いの件数である。こちらについては小学校34件、中学校19件になっている。このことについては、次の資料3でまたお話をさせていただきます。これが半年間の上半期の件数である。

続いて、資料3「ふれあい(いじめの防止強化)月間(11月)」の調査結果をご覧ください。

こちらは東京都からふれあい月間で示されている期間に、練馬区も同様にいじめ防止強化月間ということで行っている。

調査結果については、11月1日から30日までの間で示している。この1カ月間で調

査において認知したいじめの件数であるが、小学校103件、中学校77件。そのうちこの1カ月間で解決した件数は小学校64件、中学校が60件ということになっている。小学校は解消率が62.1%、中学校は77.8%の解消率となっている。先ほどお話しした解消率よりも、1カ月で見ると少し下がるということがあるので、継続して解消に努めていかなければいけないということが読み取れる。

(2)の表であるが、こちらは先ほどの半年間において、いじめの疑いがあると思われる件数が34、19ということで挙がっていた。この中で確認して、いじめではないと分かった件数、つまり半年間9月末日で残っていた部分で、いじめではないと分かった件数が小学校6件、中学校8件。確認中が小学校8件、中学校2件ということである。小学校20件と中学校9件に関しては、実はこの調査では解消したか、または継続している案件かということはこの調査ではとれないため、分かっていないのが現状である。

次、4番である。ふれあい月間の1カ月の中での学級・学年の取組である。1点訂正をお願いしたく思う。「いじめ防止の取組の一番上にあるアンケート調査や面接、『いじめ発見のポイント』に基づく観察等により、いじめの実態把握を行った」。この中学校の件数が33となっているが、34であった。ご訂正をお願いします。小学校65校、中学校34校、全校でアンケート調査、面接等を行っているということである。

また、取り組みの多かったものとしては、3点目にある「いじめは絶対に許されないと意識を醸成するよう、学年・学級経営の充実に向けた取組を行った」。こちらが小学校59校、中学校30校となっている。

また、一番下、「朝学活等の時間に、教師がいじめの防止に関する話をした」ということで、小学校59校、中学校は全校34校で行ったということを出ている。

さらに、学校全体の取組である。いじめ防止の取組について上から2つ目をご覧いただきたい。いじめ防止対策推進法への対応として、職員会議や校内研修等において、法律の条文や国の『いじめ防止基本方針』について扱い、共通理解を図った。こちらは小中学校とも全校で行っている。

また、「いじめ防止対策推進法への対応として、『学校いじめ防止基本方針』の策定に向けて、職員会議や校内研修等において学校に求められる取組等についての共通理解を図った」については、小学校48校、中学校24校となっている。学校いじめ防止基本方針を策定するというので、今、学校にお願いをしている関係から、既にこのような取り組みが11月には始まっている。

事務局からは以上である。

【委員長】 今、資料2と3で、この間の去年11月のふれあい月間までの練馬区立小中学校におけるいじめの状況についての報告をさせていただいたところである。今の報告について何かご質問、あるいはご意見あればお寄せいただきたいと思います。いかがか。数字として出てきたものと実感と少し違うかなというのがもしあれば、委員はいかがか。

【委員】 前回お話ししたかもしれないが、なかなかアンケートにも書けない生徒さんあるいは学校を休んでしまっている方にアンケートが配られて、行われているかというところは、前回は休まれている方にはお声がなかったので、いろいろな細心の配慮も必要である。学校などでこれから進級面談が始まっていると思うが、そこでも保護者が自分の子供はアンケートは書けなかったのだが、今、本人がいじめの問題で行けなくなっているんですということをごそこで打ち明ける。かなり過去のなものになってしまうが、起こってしまったからのところではなかなか難しいのだろうと思っている。

【委員長】 長期で休んでいる子供たちに対する、こういうアンケートも含めた手の差し伸べみたいなのがなかなかやりづらいというのはよく聞く話であるし、そういう子供たちの声こそ、一方では大事だという話もあるわけで、その辺は学校の方でご努力はいただいていると思う。これからもそれについては取り組んでいかなければいけないと思う。

【委員】 実態が本当にこの数だけなのかなというのは疑問に思うところもある。あと、解消した件数というのは、これは何を以て解消したということなのか。分かりやすくしていただいたほうがいいのではないか。でも、この解消件数が、本当にこれで解消したかということも不透明な部分が多分あると思う。子供たち、また親を含めて、まだくすぶっている、表面だけで解決したみたいな。学校がもう解決ですねと言ってしまうと、解消の件数に入ってしまうので、本当の解決なのかが一番大事なことだと思う。学校というのもオープンにできる情報とオープンにできない情報というのは絶対あると思うが、本当にそれが解消なんですかということのかどうかということも知りたい部分である。

【委員長】 25年度上半期と11月の1カ月の結果ということだが、24年度と比べるとどうなのか。あわせて、この解消という言葉の意味みたいなものをもしご説明いただければと思うが、いかがか。先ほど警察庁の検挙した件数はすごく増えたという報告があったと私は冒頭の挨拶で申し上げたが、それはそれとして、練馬区のおいじめ調査においては昨年度と比べるとどんな傾向なのか。

【事務局】 1年前の平成24年度の第2回、同じ11月のふれあい月間の結果では、

小学校認知件数が189件、解消件数が128件で、解消率は67.7%。中学校については認知件数199件、解消は163件で、解消率が81.9%となっている。

【委員長】 とすると、小学校は去年より増えている。中学校は去年と比べると発生件数は同じぐらいなのか。

【事務局】 発生件数では平成24年度のほうが発生件数、認知件数は多かった。今年度の11月は103件、昨年度は189件である。

【委員長】 今のは11月のふれあい月間の内訳なのか。

【事務局】 はい。ふれあい月間だけで、今ほかの結果は手元にはないので。

【委員長】 了解した。

【事務局】 解消率は67.7%と昨年度のほうが高かった。中学校についても199件で、今年度より昨年度のほうが倍以上多かった。解消率は81.9%である。

【委員長】 さて、その解消率の解消ということの考え方は何か。

【事務局】 何をもって解消としているかということころは、学校によつての差が少しあるのではないかと考えている。一定の解消をみたのか、それとも、継続ではないけれども、今後引き続き見守っていくといった部分もあろうかと思う。一定の解消はしたと思いつながらも継続としている学校もあるし、逆に解消として、継続してみていくということころもあろうかと思う。今後の課題とさせていただきますと思う。

【委員長】 まさにそうだと思う。解消率が上がれば上がるほど、逆にどうなのということになる。解消の定義については、それぞれ校長先生たちも悩みながら多分数字として上げてきてくださっていると思うので、ある程度オーソライズできるような考え方を一定整理する必要があるのではないかと。これはこれからの課題だと思っている。

その他の委員の皆様方でご質問、ご意見あればお寄せいただきたいと思うが、いかがか。

【委員】 解消ということに関しては、解消というのをどういうふうに考えていったらよいかということころも考えなければいけないと思う。また、いじめという性質上、解消という形でみているけれども、繰り返すということも出てくるかなと思うので、引き続き、数字の上だけではなくて、継続的に見ていかなければいけないと改めて考えたところである。

【委員長】 他はいかがか。

【委員】 アンケートをとることによつてあぶり出されたものは、一度出されたものは解消ということとて終わりなのではなくて、一度あったものはずっと次につなぐまで引き続き

き見ていく形になるのかなと。解消率が高いとか低いというところに視点を当てるのではなくて、出てきた件数を継続して学校でどう見ていくかということを経験者がしっかりしていくことが大切だと感じた。

もう一つ、いじめの冷やかしかからかいや悪口という、言葉のやりとりでいじめを受けたということが圧倒的に多いという部分がすごく感じられる。子供が相手を傷付けてしまう言葉みたいなものが、言われて嫌なことは言わないことを子供たちには指導するが、子供たちは言われて嫌なことを言うてしまう。その辺はどうしてかなと感覚の中では思っている。「言われたら嫌だったよね」、「お友達もあなたも嫌だったから」と繰り返しているが、なかなかそれがうまく入っていかないところは、実態としてある。

【委員長】 去年のいじめ事例発表会では、そういう言葉について気を付けなくてはいけないということを、自然に子供たちに分かってもらえるような取組を発表なさっていた。

【委員】 温かい人間関係をつくるための言葉を、どう子供たちに理解させていこうかというのは大きな課題としている。

【委員長】 そういう意味では小学校教育の前の幼児教育の段階からそういう人間関係というか、言葉に気を付けなくてはいけない、自分が言ったことが相手を傷つけてしまうこともあるんだということをおお程度分かってもらえるような取組というのか、教育というのか、そういうものが必要になってきている。

【委員】 具体的な取組が必要だと思っている。

【委員】 先ほど報告があったが、学校のアンケート等により発見が一番多いということが出ていた。これは私どもにとってみると力強いメッセージだなと。やはり学校がしっかりアンケートをとる。前回の会議では、回数多くやったほうがいいんだよという裏付けになるのかなと思って、このデータを見させていただいた。

大津の事件もそうであるが、仲間でのいじめが起きた場合に、果たして、こうしたアンケートで上がってくるかどうかと。こうしたことが結局重大な事件につながっていくので、学校としては、よりアンテナを高くしながら、そのアンケートからは読み取れない日常の子供たちの様子を見ていくことが、また違う視点では必要なのかなと感じたところである。

【委員長】 アンケートは毎月やるんだとこの間おっしゃっていただいて、今回の調査を見てどうか。

【副委員長】 アンケートによる発見と本人からの訴えが圧倒的に多い。チャンスがあれば自分がいじめられていると訴えたい子供たちは絶えず存在しているということである

から、SOSを出せるチャンスをできるだけつくっていく方がよい。SOSシートと呼んでいるが、学校でアンケートを行うと、きちんとしたものにとろうとしがちであるが、5項目ぐらいの簡単なものでよいと思う。あまり時間をとるようだと先生方も嫌がるので、一、二分でパッと丸をつけられるようなものをできるだけ回数多くやって、SOSを出せる機会を多くしていくことが必要。

【委員長】 アンケートの中身をできるだけ簡単にと今おっしゃっていただいたが、より深刻な方がかえってアンケートに答えないというところを委員からあったが、グループの中でいじめがあっても、いろいろなことがあってなかなか出せないことをどうやって把握するか。アンケートの中で、もしそれを把握とするとしたら、どういうアンケートがよいのかということも研究していかなければいけない大きな課題かと思った。

ほか何か。次に進まさせていただきますよろしいか。

それでは、次、議事の(2)である。今年の1月27日に平成25年度の練馬区いじめ防止実践事例発表会を行った。大変よかったと思った。場所は今まで生涯学習センターだったが、文化センターの少し大きいところに移り、保護者等が来てくださるかなと思ったら、そこそこいっぱいになって、保護者の皆さん方も先生方も来ていただいたのかなと思って、とてもよかった。その報告を資料4と5でお願いしたいと思うので、事務局、よろしく願います。

【事務局】 資料に基づいて、練馬区いじめ一掃プロジェクトについて説明させていただきます。

このプロジェクトは11月に実施しているものである。主催は、教育委員会と園長会、校長会が共同で取り組んでいるものである。

実施事業は大きく分けて3つある。1つは「練馬区いじめ防止シンボルマーク」の募集、2つ目はいじめ一掃月間の取組、3つ目はいじめ防止実践事例発表会である。

まず、資料4をご覧ください。実施事業の(1)「練馬区いじめ防止シンボルマーク」の募集についてである。このいじめ一掃プロジェクトでは、今年度はシンボルマーク、あと標語、ポスター、いじめ撲滅宣言というサイクルで、絵的なものと文章的なものを繰り返し行うことにより、いじめの未然防止等を図っていきたいと思って取り組んでいる。今年度についてはいじめ防止シンボルマークということで、小学校1年生から3年生までの部、4年生から6年生までの部、そして中学校の部ということで各10点を選んで、最優秀1点、優秀賞3点、入選6点ということで行っている。昨年度までとの違いは、今年度

から選考方法を変えたところである。選考の過程を変更して、多様な立場、意見をもとに選考を行ってきた。具体的には3番(1)のウの下にある。応募の中から教育指導課で第一次選考、いじめ防止シンボルマーク選考委員会協力委員会による第二次選考、そしていじめ防止シンボルマーク選考委員会による最終選考を経て、各部門の表彰を決定した。

続いて、(2)「いじめ一掃取組月間」の設定である。「ふれあい(いじめ防止強化)月間」に合わせて、「いじめ一掃取組月間」と設定している。

をご覧いただきたい。実施内容については、3点について学校、園で設定していただいている。まず、1点は授業・保育において実施したいじめ防止に関する活動ということで、これを授業・保育部門としている。2点目として、児童会・生徒会が主体となって実施したいじめ防止に関する活動、こちらを児童会・生徒会部門としている。第3に、保護者・地域と連携して実施した活動、こちらを保護者・地域との連携部門としている。

また以下、イ、ウからカまでであるが、例えばイにある各学校でいじめについての講話を全校朝会等で実施する。また、学校(園)だより等を通じて家庭、地域と連携して、幼児児童生徒の意識を高める。また、ウにあるいじめにかかわる実態アンケートの活用ということがある。

3ページ目にある(3)「平成25年度いじめ防止実践事例発表会」の開催である。こちらについては次の資料5を用いてご説明させていただく。資料5をご覧いただきたい。

平成25年度いじめ防止実践事例発表会の報告である。今年度の参加者は地域・保護者の出席が122名ということで、より多くの方に参加していただいた。

具体的な中身についてである。まず、次第の下にある3つのシンボルマークであるが、本日、委員の皆様の机の上にポスターを置かせていただいている。そのポスターに今年度のシンボルマークの表彰の最優秀1点、優秀3点を掲載させていただいている。今、A3判を配らせていただいているが、学校にはもう少し大きいポスターも配らせていただいている。また、入選も下のほうにお名前を示している。こちらの表彰をまず行ったところである。

それから、具体的な中身については、資料5の平成25年度練馬区いじめ防止実践事例発表会というところでセットになっているものがある。ページがなくて大変恐縮である。今、報告のまとめが1枚載っているが、次が表紙で1つ載っている。そして、次第が載っており、その次にシンボルマークの表彰児童・生徒一覧等が載っているかと思う。それが

ら今、ポスターで見ていただいたシンボルマークの小学校1・2・3年生の部、裏面に4・5・6年生の部、そして中学生の部ということで2枚、4ページ分のシンボルマークがある。

続いて、練馬区立光が丘あかね幼稚園のいじめ防止実践事例概要ということで資料がある。こちらは授業・保育部門で表彰させていただいたところである。光が丘あかね幼稚園においては、絵本「いじめだよ」の読み聞かせから、教師と幼児で話し合いを行った。自分が楽しくやったことも相手を嫌な気持ちにさせるなど、相手との関わりを考えさせている取組である。

続いて1枚おめくりいただいて、練馬第三小学校の取組である。練馬第三小学校においては、いじめ防止標語等を通して全校でいじめ防止の取組を行った。学校独自で「みんななかよし」というチェックリストにて、毎月児童の行動の振り返りの機会を設定した。左側の一番下が見つらくて申しわけないが、10項目において簡単な をつけるような形で振り返りを行った取組である。

続いて1枚おめくりいただいて、児童会・生徒会部門である。谷原中学校の生徒会部門の取組である。こちらは「学校全体のつながりを深めること」を目的に、生徒会役員と委員会が中心になって活動を行った。人とのつながりを豊かにすることを大切に、いじめを未然防止する取組を充実してきた。

続いて1枚おめくりいただいて、こちらは豊玉第二中学校グループの取組である。練馬区で進めている小中一貫教育の実践校として、豊玉第二中学校、豊玉第二小学校、豊玉東小学校の代表委員と生徒会役員が「小中いじめ撲滅意見交換会」を開催し、いじめ防止シンボルマークの紹介、またいじめに対する取組を報告し合い、話し合いを行った。3校連携でメッセージカードを作成し、そのメッセージを3校で交換している取組も行った。両面で第1回と第2回の取組み概要を示している。

続いて、保護者・地域との連携部門である。こちらについては開進第四中学校での取組である。インターネットを通じたいじめの未然防止に向けた取組として、PTA会長と校長先生との連名で資料があるかと思う。こちらでは管理職とPTA役員がいじめ一掃プロジェクトの内容を協議し、携帯電話やスマートフォンの利用状況等を調査し、結果をもとに懇談会を行った。保護者が生徒の実態を把握し、認識を高めているものである。取組としては、報告、そして裏面の学校だより、その次の紙面で生徒向けにPTAが作成したアンケート調査の資料がある。また、その次のページには生徒から大人に言いたいこと、ま

た大人からの意見を示している。さらに、PTAの実行委員会だよりとして、アンケート・懇談会の報告、SNSや無料通話アプリ等を安全に使うためにということで、ブログやアプリ等の活用についてということで発信を行っている。

資料の説明については以上である。

【委員長】 資料4と5について、今年はシンボルマークの募集をやった。また、先ほど申したように実践事例の発表会は、文化センターに会場を移して少し大きくやったつもりであるが、今の報告について何かご意見、ご質問あればお寄せいただければと思うが、いかがか。感想でも結構である。小学校の取組についていかがか。

【委員】 このシンボルマークは絵なので、子供たちも意欲的に取り組んでいた。学級の時間において相談しながらマークをかいた。学校の中でも選考を行った代表委員等を通じてよい取組ができたのかなと思っている。また来年も継続して行っていきたい。

【委員】 昨年度、本校もここで発表させていただいたが、今年度も練馬文化センターに足を運ばせていただいて、様々なアイデアがあるんだなど。各校の取組が非常に参考になって、どういった形で本校に取り入れようかと思い、非常に参考となった。ころころと活動を変えるのはあまりよくないと思うので、今まで本校の取組、プラスして何か取り入れられたらなということで拝見した。また、シンボルマークも大きなポスターで各クラス配布いただいて、今、各教室に掲示している。教室に貼ってあるのを見ている生徒の様子も見てみると、特別に意識させるというよりは、その場にポッと貼ってあり、ふとしたところで子供が目にするようなことが大事なのだろうと思う。

【委員長】 ある程度定着してきた事業であるが、シンボルマークやポスターと、いじめ撲滅宣言や標語を1年交代でやっている。実践事例の発表会は今回保護者の皆さん方も結構来てくださった。委員は来ていただいたのか。

【委員】 私は期日を知らなくて、もし分かっていたらぜひ聞きたかったなと思った。実際、何年前か前、逆の立場で実践報告をさせていただいたことがあるので、そのとき聞いて、確かにすごい、いろいろな取組をしている。私はこういうのは興味があるので、もうちょっと教えていただければぜひ行けると思う。

【委員長】 今回、応募総数はどのくらいあったのか。分かるか。

【事務局】 シンボルマークは約3万3千になる。

【委員長】 そこから選ぶのは大変だったのではないか。

【事務局】 学校で選んでいただいたのが集まってきた。選考に当たっては、どれがよ

いのかというところで悩んだ。

【委員長】 それぞれの学校で活用してもらいたい。ここで選ばれたのが本当にいいかどうかというのはまた別な問題。つくる過程というか、いろいろ考えて、自分なりのいじめ撲滅に向けたシンボルマークを考えようとした、そのプロセスが非常に重要だと思っているから、その成果というのはそれぞれの現場でぜひ活用してもらいたい。来年度は何なのか。

【事務局】 来年度は標語になる。学校によっては、3年間これをいじめのシンボルマークとしていきますと言っている学校もある。

【委員長】 それはぜひ使ってほしい。

【委員】 シンボルマークはすごいなと。各低学年1・2・3年生の考えるところ、また4・5・6年生の中学年から高学年、そして中学生と、集団からだんだん中学生の自分1人の世界の中で出てくる感情というのがうまく表現をされていて、優秀賞の中でも気付いている本当の気持ち、言葉を添えながらの切実なものが伝わってくる。このシンボルマークの訴えるものは大きいなと。ぜひ続けていただけると。

【委員長】 やればやるほど、だんだん思いと表現がうまく結び付いてくる。すごいなと私も思った。副委員長、何かご感想があれば。

【副委員長】 これは選ばれたらいいとかいうことではないような気もするので。各学校でシンボルマークにするのはその学校の子供がかいたものか、それとも選ばれたものなのか。

【事務局】 各学校の中でまずかいてもらって、それを学校の中で選んでいただいた。

【副委員長】 各学校でシンボルマークにしている学校もあるとのことだが、そのシンボルマークは選ばれたものなのか。

【事務局】 選ばれたものではない。

【副委員長】 学校がかいたものなのか。

【事務局】 はい。学校で生徒がかいたものである。

【副委員長】 各学校で選ぶというのがとても意味があるように思う。よその学校がかいたのが入選したから、これをシンボルマークにしましょうといってもなかなか愛着はわかないと思うので。

【事務局】 あくまでも自分の学校の中で選ばれたものの中からまた選んでいるということである。

【副委員長】 それがいいと思う。

【委員長】 ほかに何かないか。

【委員】 いろいろな学校にお邪魔すると、シンボルマーク、自分の学校で子供たちがかいたものを掲示されているところがとても多い。それから、このポスターがきて、このポスターを張ったときに、本校なんかはすぐ子供たちが来て、ずうっと見るということも起きていて、自分でかいたり、それから続けていることが子供たちへのいじめ防止に関する意識の高まりを呼んでいるような気がする。

【委員長】 とにかく最近、ポスターの動きもすごいなと思ったけれども、子供たちの表現力というのが昔の私たちのころと比べてすごい。特に表現の道具というか、画材というか、それが今は豊富である。いろいろな表現の仕方があって、昔はクレヨンとか、水彩という本当に数少ない道具で表現していたが、今はいろいろな表現の手だてがあって、図工展などへ行くとすごい。

もう少し事例発表の時間をとってあげたいという思いもあるが、限られた時間の中でどうしてもやらなくてはいけないから、一件一件の実践発表がわりと時間が制限されているから、厳しいなと。もっとゆっくりやってもらってもいいのではないかと思うけれども、難しいかもしれない。

今回は会場に来てくれた人にアンケートはとっていないのか。

【事務局】 とっていない。

【委員長】 せっかく文化センターでやったから、来年あたりはどんな反応があるのかというのを把握したうえで次回にまた生かしていく。同じことを何回も何回もやるとどうしてもマンネリ化してしまうし、でも毎年やることはまた意義がある。

それでは、きょうのメインテーマである議事(3)練馬区いじめ問題対策方針。これは皆さん方のお力添えをいただいて練馬区でつくって、私としても非常によいものができたと思っている。この間、国でもいろいろな動きがあった。そういうことも含めて今回かなり大幅な改訂をさせていただきたいと思っており、皆さん方からいただいたご意見プラス国・都の動きを踏まえた改訂になっている。ぜひこれについては説明をお聞き取りいただいて、ご意見をちょうだいしたいと思っているので、よろしく願います。

それでは、資料6と7、よろしく願います。

【事務局】 事務局より資料6、7に基づいて説明させていただく。

前回、第1回の際に委員の皆様方から、毎月いじめの調査の実施をしてはどうかという

こと、また6月のいじめアンケートの小学校1年生の家庭に関する傾向分析について、さらに携帯電話、スマートフォン等の利用に関する学校が指導すべき事項や、保護者へ啓発すべき事項の例示について、さらに重大事態への対処についてというところで大きくご意見をいただいたかと思っている。

今回、いじめ防止対策推進法の第12条の規定に基づいて、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために見直しを図った。大きく4つの柱がある。1点は練馬区の基本姿勢、2点は対策方針の基本的な考え方、3点は教育委員会の取組である。そして、4点目が学校(園)の取組である。

ここにページが1ページから振ってあるが、13ページから新旧対照表になっているので、そちらの13ページから見ていただきながら、それぞれの柱についてご説明をさせていただければと思う。

まず、13ページは練馬区の基本姿勢である。内容は変わっていない。変更点については下線が引いてある。いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。いじめはどの学校(園)にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。これが練馬区の基本姿勢である。

2 対策方針の基本的な考え方である。文言整理も、例えば「幼児・児童・生徒」というのが幾つも出てくるという関係で「児童生徒」にしたり、「子供」というところがあった表現を「児童生徒」に直したりということもあるので、そのようなところで下線が引いてある。

この基本的な考え方の(1)については、管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童生徒を守ることができるのは、第一義に学校(園)であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにするということである。今までは「管理職・教職員」というのが併記だったところを、「管理職をはじめとする」という書き方にしている。

14ページである。(2)いじめの未然防止・早期発見に向けというところである。こちらについては校(園)種間の連携や、相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とするということである。

(3)については、いじめ問題の早期解決に向け、学校(園)と教育委員会との連携を強化するとともに、学識経験者や専門家を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、

関係機関との連携を深めるというものである。

教育委員会の取組である。

まず、(1)にあるいじめ防止等のための組織等の設置については、本日の対応支援チームの設置、また冒頭説明した特別支援チームの設置についてである。

(2)である。いじめの的確な実際把握・分析活用である。定期的ないじめ実態調査の実施ということ、また下線にあるいじめの状況や児童生徒の欠席人数など、調査結果を分析し、いじめの未然防止につながる取組や対応事例をまとめるということ。

また、として、インターネット上のいじめに関する情報把握および理解促進ということである。東京都教育委員会との連携を継続して、専門機関、警察、または外部の関係機関等の援助を求めて、指導・助言に当たっていきいたいということである。また、研修や資料配付等を通じて、インターネットや携帯電話等に関する基本的な知識の習得や理解の促進に努めていくということである。

続いて、(3)のである。情報共有のところのアンケートを質問紙票(アンケート)という形に変えさせていただいている。これらで学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握するということである。

また、はいじめ相談窓口の周知である。こちらでは国や都のいじめ相談の連絡先、また練馬区の教育相談室の連絡先を、毎年度学校を通して全ての児童生徒に配布すること、また16ページにいくと、保護者への周知を行うということで示している。今までは校内掲示を徹底するということがあったが、それだけではなくて、保護者への周知も行うということである。

飛んでである。重大事態への対処である。こちらについては法第28条および国の基本方針に基づき、重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、指導主事や心理相談の専門家や東京都教育相談センターの専門家アドバイザースタッフの派遣、都の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用など必要な措置を講じるということである。この重大事態への対処を加えたことが大きなところである。その下には、状況に応じて、校長を補佐するために指導主事を集中的に派遣するという。また、関係児童生徒および保護者の心理および個人情報等に十分配慮して行うということ。そして、教育委員会主体による調査または再調査を実施する場合について示している。

17ページを見ていただくと、学校におけるいじめ防止等の取組の点検ということである。こちらは学校評価において、いじめの実態把握の取組状況等、学校における具体的

な取組状況や達成状況を点検し、結果を踏まえてその改善に取り組み、必要な指導・助言を行うということである。学校評価でも行っていくということである。

(4)は児童生徒への働きかけである。情報モラル講習会を練馬区では実施しているが、メールやインターネットが利用できる機器等を適正に使用する能力・態度を育成するということである。今、メール、インターネットの機器は様々なものができるということがあるので、そういった観点からも行っていきたい。

飛んで18ページである。前回ご意見いただいた6月のいじめアンケートの小学校1年生の回答に関する傾向分析について、(7)就学前教育への支援というところの支援の部分に示している。今までは「素地を養うよう努める」だったところを「支援する」という形で示している。

学校(園)の取組である。

まず、(1)として、学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置についてである。こちらについては、各学校で学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定することである。その策定の際には、いじめ問題に対する基本的な考え方や方策はもとより、いじめの未然防止から早期発見・早期対応、いじめへの対処へと至る一連の具体的な取組や年間計画の作成・実行・検証等実効性をもつよう具体的な実施計画や実施体制、児童生徒の個人情報の対外的な取扱いの方針などについて明記するという事で、策定をお願いしている段階である。こちらについては平成26年度の教育課程とともに、編成を学校にお願いしている段階である。また、区教委としても集約をさせていただいて、各学校のいじめ防止対策方針がどうなっているかを点検していきたいと思っている。

(1)のとして組織の設置である。いじめ防止等のための組織の設置をするということである。こちらの名称については校長の判断とするが、校務の効率化を図るように努め、一部の教職員に過重な負担がかからない形で行っていくことで示している。

続いて、重大事態への対応を行うための組織の設置である。こちらについては事態発生の防止に資するため、速やかに、学校の下に当該重大事態への対応を行うための組織を設けるということである。

続いて(2)いじめの防止である。こちらについては20ページをご覧いただきたい。社会性や規範意識を育てるということで、道徳教育の推進、また人権尊重の理念である自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人格を尊重し合える態度を育成するとともに、豊かな心の育成の充実を図っていく。

また、大きなところは情報モラル教育の充実というところではないかと思う。先ほどもお話ししたとおり、前回のお話からいただいたところも含めて、携帯電話やスマートフォン等の活用をこちらに入れている。利便性ととも、加害者・被害者にもなりえるところもあるので、それらを加味して示している。

また以下、コミュニケーション能力、体験活動の充実等を示している。

続いて、21ページ、教職員の指導力の向上である。教職員の指導力向上については大きく3点示している。1点はいじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力の向上である。心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力の向上を図る研修を行っていきたいということである。

2点は、教職員の不適切な行為や体罰に関する研修の実施である。教職員等の研修により、当然のことながら体罰禁止の徹底を図るということである。また、教職員が見逃さない、許さないという風土をつくって声をかけ、未然防止を図る環境を整えるということである。

3点は情報モラルに関する指導力の向上である。こちらについては先ほどお話ししたところとともに、大人の方がなかなか子供たちに追いつかないといったところもあるので、そういったところも含めて知識・技能等を身に付けていくということである。

(3) いじめの早期発見・早期対応である。こちらも第1回に、副委員長からいただいたことをもとに作成しているところもある。

まず、の定期的ないじめの実態把握である。年間を通して定期的にいじめに関する調査を実施する。ふれあい月間時に区全体の調査、また毎月、児童生徒からの声や思いや願いを聞き取ることや、いじめの状況等を把握するための学校独自の調査を行うなど、どの学校(園)にも、いじめは起こり得るとの認識の下、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するというところである。これを学校の取組として示している。

また、教職員による把握ということで、本人からの訴えが先ほど2番目に多かったということがある。また、保護者からの訴えもある。やはり教職員等による把握によって児童生徒に声をかけて、様子を見て、アンテナを高くしていくということである。

さらに教育相談の充実である。東京都のスクールカウンセラーが小学校5年生と中学校1年生に面談を実施する方針があるため、そのことを含めて加えさせていただいている。

続いて24ページになる。保護者・地域との連携強化および啓発の促進である。学校だより、園だより、保護者会、ホームページ等を活用して、保護者・地域が連携して、いじ

め問題について協議する機会を設けるなどの対策を推進し、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにする。学校（園）と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築するということである。先ほどの実践発表会でもあったように、PTAがアンケートをとって、それを生徒に返してというところに対応を図っている学校の取組などは大きな参考になるかと思っている。

また、情報モラルに関する啓発ということである。こちらについては情報モラル講習会等を通じて理解促進を図っていきたいと思っている。詳細について、24ページから25ページにかけて細かい記載をさせていただいている。現状に合わせて、フィルタリングだけではなくて、例えばアカウントの登録時の対応など、詳細についても示しているところである。

25ページの最後はいじめへの対処である。いじめられる側の児童生徒への支援である。これは練馬区の基本姿勢に基づいて、いじめられる側の児童生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取りながら、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高められるよう留意していきたいということである。

26ページに行く。児童生徒の個人情報の扱いについてはプライバシーに十分留意して、その後の対応を行っていきたいということである。

また、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力し、児童生徒に心理的負担を与えないよう配慮するために小学校5年生、中学校1年生の面談等で、事前に顔を知っているというところから、教育相談が敷居が高くないようにといった取組もある。

続いて、27ページから32ページまで学校組織全体でのいじめへの対処を示している。例えば28ページには、教育委員会の取組でも大きく出した重大事態への対処を、学校の取組としてどのように取り組むかということを示している。

また、30ページをご覧いただきたい。30ページの削除依頼の要請というところがあるかと思う。こちらについては前回、いただいたご意見等も踏まえて示させていただいている。削除要請することで二次的被害が発生する可能性があるため、保護者と相談したうえで、あえて削除依頼を要請しないことも考えられるといったことも、ここに記載をさせていただいているところである。

31ページについては、今度はいじめる側の保護者への指導等について示している。こちらについては当然、保護者、またスクールカウンセラー等と連携をしながら、行った行為に対しては毅然とした態度で厳正に対応するということである。また保護者に理解を得

つつ、今後の利用の仕方および家庭でのルール作りから、携帯電話等の利用についての対応を示している。

続いて32ページである。32ページはいじめの周囲の児童生徒および保護者等への対応を示した後、として校(園)種間および関係機関との一層の連携を示している。こちらでも前回いただいた6月のいじめアンケートの1年生の回答分析ともかかわるが、入学後の情報連携の継続ということである。校種間で情報連携を行う際、卒業または卒園生の卒業時の学年集団等に関するいじめに関する調査から把握できる情報を提供し、意見交換等を行うといったところで情報共有を図っていきたいと思っている。

また、関係機関との連携については、33ページの上段に示させていただいている。

さらに、(5)として学校におけるいじめの防止等の取組の点検である。先ほど学校評価のお話をさせていただいた。で点検・見直し、で定期的調査、で学校評価等を通して教職員による評価および改善、さらに児童生徒および保護者等の評価・参画ということである。

長い部分で、大きな改訂は、国の方針を受けた部分があるので、このようなことになっている。

資料6については以上である。

続いて資料7である。資料7については、東京都のいじめ防止総合対策についてである。

本日の朝刊等でも都の条例の話等が出ていたかと思うが、まだ基本方針等が区には示されていない状況である。ただ、こちらのいじめ総合防止対策が基本になってくるということを聞いている。この施策等を反映させ、本日はただくご意見とともに最終調整等を図っていききたい。さらに、次年度教育委員会の中で総合教育センターが学校教育支援センターになり、教育相談の一元化として立ち上がる。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の所管がそちらになるので、そちらの業務との関係も含めて一緒に見直しを図っていききたい。多くのご意見をいただき、このいじめ問題対策方針の改訂版をさらによりよきものにしていければと思っている。

【委員長】 ご苦労さま。約30分にわたる説明であった。今回、かなり大幅な改訂になっている。かなり細かい部分にまで踏み込んだ形での対策方針なので、いろいろのご意見はあろうかと思う。まずは率直なところ、委員の皆様方のご意見をちょうだいできればと思うが、いかがか。読み込むだけでも大変なことで、資料6と書いたところは、新旧対照表ではなくて、12ページにわたる。学校としてはどうか。こんなに書かれてもという

ようなところはあるか。

【委員】 練馬区の基本姿勢の部分で、国はいじめはどの子供にも、どの学校にもという言い方をしている。要するに練馬区の場合にはどの学校にも、園にもということで、組織の中で起こると書いてあるが、国の基本方針との整合性を見ると、ここに「どの子供にも」という文言を入れておいた方が区の対策方針としてもふさわしいのかなと思うが、いかがか。

【委員長】 同意するご意見である。後でまとめて考え方を示させてもらう。

ほかにいかがか。

【委員】 かなり詳細で具体的なことに踏み込んであってすばらしいのだが、おっしゃったように、学校は困るだろうなど。これだけのことをどうやってやればいいんだと思われる。

特に、例えば18ページにあるが、問題が起きたときにこういう専門家を入れてとかいうことは国でも示している。国でもそうであるが、問題が起きたときにどうするかではなくていじめを起こさせない、予防のためにどうするかということが基本になる。18ページからの各学校でのいじめ防止基本方針の策定というのが非常に重要になってくる。

ただ、それで具体的な取組を考え、年間計画の策定となると、結構学校は負担になる。学校に対するサポート体制はどうかと学校としては多分言いたくなると思う。区の方も大変だと思うが、やってくれと言われるだけでは学校としては苦しいのではないか。学校で実際、年間指導計画を立てて、こういうものをやるとすばらしいと思う。実際にこういうことをやっていって、何月にはこういうことをやってというふうに年間指導計画を立ててやると、実効性はかなりあると思う。ただ、こういうことはどの学校もおそらくやったことがない。そうすると、他校の取組を見るまでは何もできませんとなっていくのが基本であるが、少なくとも試行錯誤しながらやっていくためにどういう学校へのサポート体制をとっていくのが学校としても欲しいところではないか。

【委員長】 まさに教育委員会の役割というか、取組というか。

【委員】 都でそういうことを言っているだけでは足りないので、どのようにサポートしますというのがないとよい。

【委員長】 各学校でもう既にこれについては準備を進めてもらっていると言っているけれども、それに対して、例えば大枠を示してあげるとか、その辺のところはどうだったのか。

【事務局】 9月の段階でいじめ防止対策推進法施行に伴う各学校の対応についてということで、教育指導課から、まずいじめ防止対策推進法における4つのポイントを法に基づいて示させていただいている。それから、いじめ防止対策推進法に伴う現在の対応および今後の対応ということで、ポイントとともに現在の都と区の取組状況を示させていただいた。さらに、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織についてということで、例えば組織のつくり方、さらにいじめの早期発見・早期対応に向けての年間の取組例を4月から3月までを示させていただいた。その中では、例えば初期対応の流れの確認の例、校内研修の内容の例、保護者への対応の例を示させていただいている。また、先ほどお示しした資料7をもとに、解説を生活指導担当者研修会で行ってきた。

【委員長】 ただ文字の羅列になっているので、学校としてもポイントを逆につかみづらくなれないかなとか、例えば重大事故が発生したときにどこに書いているんだみたいな、そろそろ項目ごとに分けて整理してあげるのもいいのかなと。それはどうか。

【事務局】 教育委員会でも、委員会の中でレイアウト等については工夫が必要ではないかというご意見をいただいている。このままでは見にくいし、学校は探せないのではないということもいただいているので、今後修正を図っていきたいと思っているところである。

【委員長】 練馬区の対応方針なのでできるだけ盛り込んで、これさえきちんとやってくれたらほとんど大丈夫かなというぐらいのものをつくろうかなと考えた。特にインターネットとか情報モラルの関係については、さらに大幅に盛り込んで、細かいところまで盛り込ませていただいた。逆に教育委員会としてもこれはやっていかななくてはいけないということで、我々もつくりながら重荷ではあるが、やらなくてはいけないということを改めて感じた次第である。教育指導課も大変ではないか。教育委員会の取組のところはほとんど教育指導課である。

どなたか、印象でもいいので、口火を切っていただけないか。

【委員】 本当に細かく出ていて、冷静に見れば分かりやすいかなということは目で見ればはっきり分かる。

ちょっと思うには、昔と違って、親は完璧に教育、しつけについて学校に全てをお任せしているような意識があるのかなと。何でもここまで細かく書かないと分かっていただけないのかなという部分は、多分学校の先生方にもあるのかもしれない。保護者の意識も変えないと、大人になって意識を変えるというのは難しいと思うが、保護者の意識が多少なり

とも変わってもらわないと、いくらいいことをここで取り組んでも、親は子供がいじめられても子供の味方をする。

実際、子供も多少なりに影響している。子供というのは親を見て、親のことをまねをする。そういうところにも原因があっという間に走る。子供はもっと自分を見てもらいたいという部分が表現にあらわれると思う。あまりにも学校とか教育委員会に押しつけていて、申しわけないなど。親としてもっとしっかりした、本当に芯をもった対応をしなければならない。親が変わらなかつたら、いくらいいことをしていても、分からない親にはいくら言っても通じない。何とか保護者に分かってもらえるよう、しっかり発信しなければいけないなど今回これを見て思った。

SNSや無料通話アプリ等についてはすごく細かく書いてあって、これは実践報告でも開四中は本当に立派な取組をしている。こういうことをどの学校のPTAでも取り組んでいかなければいけない。幼稚園でも上がる前に、嫌なことをしてはいけない、それは自分に返ってくるんだよということを親にも、親自身もそういうことを言っているが、口だけで、言いたい放題という感じの親が多いと思う。基本のことはもう1回見直すということも必要だなというのを感じた。でも、取組はすごくいいと思う。

【委員長】 学校現場としてはいかがか。

【委員】 まさに先ほどおっしゃったように、本校も対策方針を策定している真ただ中で、改訂前の対策方針とにらめっこしながら検討している。

1つは学校の取組としての教職員の指導力向上という部分は、この場面でこういうことを取り組んでいけばいいんだろうなというイメージができるものもあったりする。例えばカウンセリング能力の向上ということになると、当然どう研修するかとか、どうやって教職員が身に付けていくかという風に場面を考えたときに、研修を行うに当たっても学校現場の中では様々な課題があって、他にも様々な研修を積んでいかなければならない。そういう中で具体的にこれをどうやって入れていこうかとなると非常に難しいので、策定していくときに困ってしまう。どうやって入れたらいいだろうというのが多くなるのが1つある。

ただ、これは策定していけばいくほど、個人的な感想としては、教員が頑張らなければだめなんだろうなというの、ズシリと肩にのしかかってくるのを感じてきて、いろいろな教員がいろいろな場面でいじめに対して、あるいはいじめを防止することに対する指導をしていかなければいけないだろうな。そのためには勉強しなければいけないんだろ

う、あるいは共通理解を図らなければいけないだろうなと思いつつ、それをどこでどうやっていくかという深みにはまっていってしまい、策定するうえで困っていってしまうところがある。

【委員長】 学校のメンバーでやろうと思っても、日常的に業務をやっていきながら、それこそまずは目の前の子供たちを教育しなくてはいけないという仕事がある中で、こういう問題を全部やり抜くということはなかなか難しい。だから、そのところで教育委員会の支援というのはどうしても必要で、今、研修の話があったが、それは教育委員会である程度お膳立てしてあげて、参加してもらおうという方法をとっていかなくてはいけないかなど。それはそうなのではないか。

【委員】 はい。それをまた受けた方が、学校で折に触れて伝えていただくことが大事になってくる。

【委員長】 それが大事だ。ありがたく思う。

小学校はどうか。

【委員】 他の区がどうなのか私にはわからないが、ここまで細かい対策方針を練馬区が立てていただいているというのは、大変ありがたいと思っている。この話を昨年受けて、私も国の方針を大分読ませていただいて、そこから作り始めたが、作り終わったならと思ったらこれのできたので、つじつまを合わせていくのが非常に大変である。かつ、これはすごく具体的なので、これを全て入れ込んでいくと、新しい試みをあまりせずに今やっていることを続けていけるように一応考えているが、本当に大変なことになるだろうというのがまず第一印象である。

一番の課題だと思っているのが、まず今言われたように、来年度の教員の共通理解、こういうことが起きたときはどういう風にしていきますよみたいなことが研修として必要になってくるのが1つである。膨大な量なので、こちらも相当理解をしていかないと説明がつかないということ、また保護者の方々にもこのことについてホームページ等で公開していくことになると、1回出してしまうと、その対応を間違えると、この対応は違うんですかという苦情処理等に恐怖を覚えている。

あと、私が今つくっている中で一番つらいのは、重大事態が起きたときの組織対応ということである。言葉遊びはいくらでもできると思うが、第三者機関を通じて対応してもらおうとか、教育委員会の方をお呼びして対応するということを書くは書くが、本当にそれが可能なのかどうかというところを今すごく悩んでいる。一度文章にしてしまうと、後々ど

うなるか分からないと思っている。大変ありがたいことなのだが、悩んでいる。

【委員長】 大変よくわかる。

【委員】 学校の生活指導の先生は大変だなと思う。ここに書かれているものを全部に引っ張ってきて対策にできる。本当にたくさんものを書いていただき、それを各校うましく入れ込めばいいという形でご提示いただいたのかなという感じを受けた。

それから、私が一番気になったのは教職員の指導力の向上というところで、研修の活性化とか研修ということはあるが、その研修が研修で終わってしまっているというのが自分の中ではある。それが現実の子供や、保護者と向き合ったときに、その研修はどう生かされているんだろうかというところが、大きな大きな自分の中での課題である。

もう一つちょっと視点を変えると、保護者の感覚というところで、在園児と、あと小学校にお兄ちゃん、お姉ちゃんが行っている方とお話をする機会を月一度ぐらいつくっている。幼稚園で子供がこういう状態だが、小学校でいじめということで何か情報はありますかと言うと、ほとんどの方がうちの学校というか、自分の周りにはという形で、なかなか自分事として広がっていかない保護者の方の意識があると思う。それで、幼児期に親子で外のかかわり方の基礎というものをしっかり身に付けられるよう保護者にしっかり発信していく方法を考えていきたい。ここの方針からはちょっと離れてしまうが、これを見ながら感じた。

【委員】 この方針は私は全然消化不良で、感想は難しい。学校に少し私も入らせていただいて、一時は保護者から電話がきて、しばらく学校休ませますと言ってかなり感情的になっていたが、それが何カ月かしているうちに子供さんはにこにこしてまた学校の集団に入る。まさに解消したんだろうなというように、一体どこに解消という定義はあるのだろうか。もう1回その子がにこにこしてその集団に入っていくという姿を見たときに、並々ならぬほど先生方と保護者とが連絡を取り合っていて、被害とされている方、でも被害者と言っている方も実は加害者のところもあつたりと、いろいろなお母さんたちの訴えがある。そうしたことを誠実に管理職と担任の先生が対応されていて、加害のお子さんたちの保護者にも誠実に対応している。もしかしたらそのときに、それはカウンセリングとか何とかというものではなく、先生方のご指導というものであって、研修とかというものではなく、先生たちが訴えるものや、時間をかけて丁寧になさっている姿こそが一番大きい。

そういう意味では、解消というときに何をもって解消とされたかというのは、保護者が納得してくださって、もう1回学校に送り出していけるようになっていくというのがある

のではないか。そういう意味では、保護者とどういう風に関係をもたれていくかというのはとても大きい。

【委員長】 とてもよく分かる。ありがたく思う。

【副委員長】 今おっしゃっていた点はすごく大事な点だと思う。謝罪で済ませるのでなくてという文言があったと思うが、どちらだったか。

【事務局】 27ページです。

【副委員長】 ここはとても大事な点だと思う。謝罪のみで終わるものではなく、その後の関係の修復を得てということである。「当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団」、この辺はとてもいいと思うが、これから変えるのは難しいかもしれない。被害者が健康な形で学校生活に復帰できるということもとても大事なポイントかもしれない。被害者の視点をちょっと。ここは全体がというぼやけた表現になっているので、どの子も大事なわけだが、とりわけ重要なのは被害者だと思うので、いじめ被害を受けた子がそれを乗り越えて学校生活に復帰できるということまで含めて解決なんだという言葉を入れたら、よいと思う。

それから、研修ということではなくてというのは確かにそうだが、私も現場に関わっていて、研修をやって、聞いた人が伝達することで済む研修と、いじめの問題にかかわる研修という実技指導も必要だと思う。実技の研修というのは、こういう話がありましたというのを報告しただけではとても。やはり全員が実技指導を受けられるようなものが必要なのではないかと思う。だから、報告というのはなかなかなじまない分野なのかなと。実技研修が必要だと思う。

ただ、それをやるときに校内研修でできる講師がそれだけいるかと言われると、なかなか難しい。私も今日、ある区立中学校で校内研修をやっていたが、お話ができる先生はいても、実技指導ができる先生というのはなかなかいない。そこも何でもかんでも指導課の対応になるというのは本当に大変だなと思ったが、そこもバックアップしていくことも含めて、いじめ問題専従のスタッフが区に必要なのではないか。それがいないと皆さんが大変に。委員会も含めて人手不足ということが露顕していくばかりではないかというのが一番の感想である。

【委員】 なかなか難しい。やらなければならないことだとは感じているが、こちらの立場からすると、これをどういう風に先生方にわかるように伝えるかということが一番大事なところだろうと思う。項目立ててこういう風に細かく示していただいていることは

すごくありがたい。これを全部伝えなければならないが、項目立てて分かるように、いつ見ても分かるような形で伝えていかなければいけない。まずいじめが起こらないためのもの、早期発見をするためのもの、重大事件が起きたときのもの、プラスその中で先生方に身に付けてほしい力という形で分けながら、それぞれにまとめて伝えていく方法は、学校の中で工夫していかなければいけないだろうと、今思ったところである。

【委員】 これは実は学校が9ページにわたってある。教育委員会は4ページで、学校は9ページやらなければいけない。

質問であるが、柱立ての中で大きい柱、上から括弧があって、それから で出てきて、あと白塗りの が出てくるが、白塗りのところは具体的な対策、方策があるのか。

【委員】 4ページの学校(園)の取組の(1)学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置ということで、 いじめ防止基本方針の策定、その後に が出てくる。これはおそらく具体的な部分を述べられているのかなと思って見たが、そういう解釈でよろしいか。

【事務局】 はい。 のところで、その下に書いてある部分を集約したものを、まず1行基本的には入れるような形にして、そこを具体的な形で示したということである。

【委員】 私はこれを見ていて、一つやはりバイブル的なものなんだなというのを改めて感じた。私の解釈として間違っていたら、ご指摘いただきたいと思うが、これに沿ってやるというよりも、これに戻っていくと学校が何かいじめ対応の中で、どういう風に対応していくかということでは、書かざるを得ないんだろうなと思った。いじめの対応というのは今一元化ではないので、いろいろな、今それこそ保護者の方々の問題点もあったし、各学校での取組の中では教員の問題もあるので、こういう風に網羅していかないと、いじめに対しては対応ができないのかなと逆に思った。読み込んでいくのは、なかなか大変だが、整理していただければ。バイブルとしてはすごくいいものに仕上がっていくのではないかと思ったところである。

具体的な話で大変申しわけない。ネット関係のことを挙げていただいているところがあるが、具体的に、例えばきのう合同校長会でいただいた資料で、小学5年生と中学2年生で情報モラルが何とかと書いてあった。そういう部分においてはこれは載せなくてもいいのかと思う。学校においてそういう情報モラルのことをやっているし、また学校によってはそれに限らず、教育委員会と連絡をとりながら他学年でやっているところもあると思う。だから、そういう取組を教育委員会と連携して学校はやっている。そういうことは気にしなくてもいいのかなと、昨日の資料を見ながら思っていたところである。

全体的にはバイブル的で、本当に細かく対応しないと難しい部分を示していると、改めてこれを見させていただきながら私自身も改めて感じたところである。

【委員長】 皆さんにそれぞれご意見をいただいた。今いただいたご意見はそれぞれ大変貴重なご意見だと思っている。とりあえず今日いただいたご意見、そしてまた東京都の動きも踏まえて教育委員会で策定をする。

【事務局】 1回教育委員会に上げて協議していただいて、この間報告させていただいたわけだが、また進めていかななくてはいけない。

【委員長】 だから、今日いただいた意見をまた踏まえていただいて、手直しするところは手直しする。どの子供にも起こり得るという表現も含めて、それは預らせていただいてよろしいか。

【事務局】 はい。

【委員長】 またその辺についても十分整理して、もっといいものにできるんだったらもっといいものにしていきたいと思う。そして、それをまた委員さんにはお返しするということを含めて、事務局によろしくお願いしたい。

最後に、副委員長全体を通してご意見みたいなもの、あるいは最近のいじめの問題における国の動きとか、ご指導、ご助言いただけるものがあればお聞かせいただければと思うが、いかがか。

【副委員長】 国の動きもよく生かしていただいて、すごく細かく具体的に作成されたと思う。十分評価できる内容になっている。先生もおっしゃったように、これだけ細かく書かれていると、どうすればいいかを考えられる内容になっていると思う。

正直に言えば、一番最後に申し上げたが、いじめ問題というのは答えがあっても、実際どうすればいいんだということを迷ったりする。私もある委員会で、教育委員会や学校は本当に困ったときに相談を受ける立場の役割がある。コンサルテーションをする人が必要であったり、いじめ問題専従のスタッフが1人いたりとか、人的なパワーがもっと必要になってきている。これをやるべきだ、あれをやるべきだということばかり今触れていて、人が足りないというのが全国的な現象で、練馬区でもまさにそうになってきているのではないかと思う。

【委員長】 前回、毎月のアンケート、できるだけ簡単なアンケートをとということだったが、あれは無記名でもいいのか。やはり記名してもらったほうがいいのか、子供たちに。どっちがよいのか。

【副委員長】 ただ、いじめの問題は記名でないと、だれがいじめを受けているかわからないと思う。

【委員長】 記名できめ細かく毎月やるというのがいいのか。

【副委員長】 そのとき一番いいのは箱を回すということ。自分で提出方式だと、誰が何を書いたか分からない。出さなかつたらどうか、出すなとか、そこで働いたりもするが、箱を回すというのが大事だと思った。細かい点であるが。

【委員長】 なるほど。

委員の皆さんからたくさんの貴重な意見をいただいた。この意見については反映をさせていただき、また調整をさせていただいて、練馬区のいじめ問題対策方針の改訂版ということで各学校の方に周知をし、区のホームページ等でも公表してもらいたいと思っている。それに至るまでには、また各委員の皆様方には個別にご意見をいただくこともあるかもしれない。その節はひとつよろしく願います。

そろそろ時間になった。今年度は3回やるつもりだったが、平成24年度の児童生徒の生徒指導上の諸問題に関する調査の実施が例年より遅くなった関係で、2回しか行わなかった。来年度は、文部科学省の調査の実施時期にもよるが、年間3回行いたいと思っているので、またぜひよろしく願います。

全体を通して何か委員の皆様方でこれだけは言いたいということがあればお出しいただければ思うが、よろしいか。

それでは、以上をもって第2回いじめ等対応支援チームを終了させていただく。

了